

## 公 告

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 2 項の規定による変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告するとともに当該届出に係る書類を、この公告の日から 4 月間静岡市経済局商工部商業労政課において縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、大規模小売店舗立地法第 8 条第 2 項の規定に基づき、この公告の日から 4 月以内に静岡市に意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成 24 年 6 月 13 日

静岡市長 田辺 信宏

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ニトリ静岡インター通り店  
静岡市駿河区緑が丘町 805 番 7 外
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名  
株式会社ニトリホールディングス 札幌市手稲区新発寒六条一丁目 5 番 80 号  
代表取締役 似鳥 昭雄
- 3 変更事項  
大規模小売店舗の運営方法に関する事項  
駐車場の自動車の出入口の数および位置（位置については、縦覧に供する届出書類に示すとおり）  
（変更前） 2 箇所  
（変更後） 3 箇所
- 4 変更年月日  
平成 24 年 6 月 9 日
- 5 届出年月日  
平成 24 年 6 月 6 日